

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 米国資産の処理（琉球開発金融公社の移管）（V）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43408">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43408</a>

鈴木 日銀監事の説明 (44年6月)

秘  
無期限

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

回覧し指し示したる要保在

沖繩問題に關し鈴木日銀監事の説明

44.6.11  
米北一

去の6月5日鈴木日銀監事の来訪に際し  
(赤羽経済企画参事官同席)、沖繩返

還時に對し、通貨交換問題及び日本政府の  
肩替り予想と、債権債務問題等

説明を要請したに、その要旨下記のとおり。  
聴取 記

1. 通貨の交換切替の問題

(1) 返還時までにドルの使用を許すこと

1. 在場の場合、米政府はドルの居住者所有を禁止し、返還の際に於いて

当然ドルを円に交換させ、ドルは外幣として  
輸入することになる。

2. 95%の通貨集中制度と、日本に對し  
米側は米ドルとドルとを交換せしむる

不愉快の念を拂つておきたい。日本に  
円を提出させ、ドルは米側に保有せしむる

と、この法理論のこともあつて、  
従つて、米側は米國中期債の購入等、

要するに、米國の國際收支上赤字を補ふ  
等の如き措置を講ずる。日本側は要

請越すことも予想される。

(2) 日本政府は「自由円」を發行し、

沖繩住民所有ドルは日本政府が買取ること  
も一方法と考へる。而して、自由円は

自由使用(交換自由)とし、他方米軍人  
軍属に對し、ドルの所有を許すこと

中。この措置をとると米人手持ドルの  
 逃避はあり得ない。即ち、米人の市中  
(米軍人、軍属等)  
 銀行予金残高は約30百万ドルと推定  
 される。彼等は円貨との交換を希望す  
 る。自由円との交換を自由にするに  
 沖縄住民の手持ドルの2/3等の逃  
 避は回避し得ると思ふ。  
 (3) 更に、もう一度B円(軍票)に切り  
 換へ、これを各人の円貨に交換する方  
 法(奄美方式)も考へられる。これは  
 8割と米側は代償を支払わねばならぬ  
 ため問題がある。しかし、沖縄住民  
 所有ドルの総額を明確に把握出来た  
 るに利益がある(現在沖縄住民

所有ドルの額は明らかでない。  
 (4) 沖縄住民の海外予金を返還時  
 におよび日本は回収するに混乱が生ず  
 る。特に、IMFは居住者外貨保  
 有の方針を打ち出したことにより、内  
 題は悪化すると思ふ。  
 2. 流通現金通貨量  
 流通現金通貨の額は、明らかでない。  
 米国民政府の統計では30百万  
 ドルである。琉球銀行では45百万から  
 50百万とあり、これは退職金と推定  
 される。50百万から100百万の  
 間を知りたい。GNPは約450百万ドル  
 (1967年)である。本土の例に照ら

この割合をみて 45百万ドル、至 50百万と  
みられる、そのほか毎年のことも知らぬ。

上記民政務統計によつて 30百万ドルの5.半  
額が市中に流通している。(注: 民政務

統計によつて市中流通高 13百万ドル、銀行手  
持資金残高 16.9百万ドルとなつてゐる)。

### 3. 銀行予金残高

琉球の銀行及び米系銀行の予金残

高は約 300百万ドルと推定され見込めら  
れる。このうち米軍人、軍属等米人 30百万、

民政務 5百万、その他用金、電力、水道  
各公社関係分を含む計 40百万ドルは

非居住者予金であり、返還時に必要となる  
この決済が必要となる。従つて、銀行

手持現金資金は皆無と見られるが、不足  
を生ずることとなる。結局帳簿上の決済

に要するに 12万、約 50百万ドルのドル現金が  
必要となる。

なお、米人予金のうち 11百万ドル、至  
12百万ドルは Bank of America & American  
沖縄支店

International Express (現地会社) 等米系  
銀行に、残余の 17百万ドル、至 18百万ドル

は、米軍本部等の米軍本部等に予金を小  
さくしてある。

### 4. 債権、債務

(1) 郵金

琉球政府は外債を發行して 12万ドル、の  
同政府に債務はない。しかし、PL 480に

8) 借款は見込資金に必要の返済の要あり。又さう。(因みに資金のみで7百万円あり)

民間に付用金関係15百万、短期債務3百万ありと推定さる。(保障関係あり)

2) 不動産

規模の相違のみで、奄美方式と沖縄に

適用することは不可能と考へる。沖縄は本土と異なり、施政権あり

米側が独自(勝手)に建設したるの議論もあつた。一担日本が引取り、これを

米側に無償提供し、爾後、使用経費は日米が分担するといふ形にさうと考へる。

軍施設以外に米国防衛機関(民政軍)が作るにても、問題とらるべき

さるものも、電力、水道公社施設であらう。この資金は含み資産総額110百万円

以上と推定さる。日本側とて、これを無償で引渡せば言えまいし、他方

米側も米軍基地の機能に維持する観点から容易に引渡さるべきであらう。

道路、建物については議論の余地あり。(道路については現地の資料に

有るものも知れぬ)、撤去可能な機械類については米側が日本側が購入を

要求するに付、得らる。(本土の場合に要求越したるに付)

又、道路も含め、引渡時にあつた米側の方針報告に於て、即ち引渡

当事者

○ 国办県办により将来日本側の支出  
への補助金及び防衛負担金に用件付

○ 予々検討しなくてはならない。

また「沖縄住民の安全と生活の目的

○ とも建設して、例えば、琉球政府  
庁舎等についても、金目には対応する

購入を要求するかも知れない。即ち、  
一般資金以外の資金により建設して

設備、器材は無償で提供し、根據地  
も提供しなくてはならない。